



6月定例会 県議会

消防防災ヘリコプター購入へ 債務負担行為30億円余を設定

6月21日に開会した6月定例会県議会は、7月6日までの本会議で、消防防災ヘリコプターの購入手続きや信州松本空港駐車場の増設、G20関係閣僚会合の開催準備費用など総額3億7千万円余及び30億8千万円余の債務負担行為などを盛り込んだ一般会計補正予算案や特別職の職員の給与に関する一部改正案、県立武道館建築工事請負契約の締結に係る事件案及び追加提出された人事案件など知事提出の18議案を審議、いずれも原案どおり可決しました。

このほか、我が会派提出の地方財政の充実・強化や義務教育のさらなる充実、及び並行在来線への一層の財政支援、旧優生保護法に基づく当事者への速やかな救済、未成年者の喫煙防止対策の推進を求める意見書案など議員提出の7議案を可決しました。

補正予算のポイント

○信州まつもと空港の国際化等に向けた取組

国内新規路線(札幌(丘珠)線)のPRや国際チャーター便への助成拡大、駐車場増設予定地の用地測量等 3467万円

○G20関係閣僚会合の開催準備

来年6月軽井沢町で開催のG20関係閣僚会合に向け、官民一体の協議会を設立、受入体制の整備・県の魅力発信を行う 1669万円

○消防防災ヘリコプターの購入

消防防災ヘリコプターを購入し、継続的かつ安定的な運航を実現 債務負担行為 30億4823万円

県政対話集会在諏訪

7月9日、諏訪市総合福祉センター「湯小路いきいき元気館」で「信州・新風・みらい」による県政対話集会を開催しました。会派所属の12人が参加



する中、地元諏訪市区選出の今井愛郎議員が進行のもと、下沢代表のあいさつに続き早速意見交換に入りました。

今回の対話集会は、諏訪市内の女性有志による「女性100年会議@諏訪」の皆さんの呼びかけ、ご協力をいただき開催する運びとなりました。

諏訪市内外から40人にご参加いただく中、テーマごと6つに分かれグループワーク(参加者は前後半の入れ替わり方式)により行いました。(テーマは、①議会と女性②働き方③学校での課外活動部活④移住⑤子育て⑥イ

ンクルーシブ(共生)

知的障がいのお子さんを抱える参加者からは、「入園・入学を断られた。通常学級と養護の間を担えるものが欲しい」。また、「ヘルプマーク」って何だか解らない。県はどこへどんな周知をしているのか?と。働き方では、「介護しているが職場から帰れない雰囲気がある。休みたいときに休めるようになれば...」など、いずれも率直な声をいただきました。

各議員から、その場でできる限りの見解をお示ししましたが、会派で整理をさせていただき今後の県政議論の中でしっかりと取り組んでまいります。

会派 先進地調査

「信州・新風・みらい」は6月11日、13日の間、山口・広島両県に視察調査に出向き、山口県では「水素先進県」の取組や6次産業化・農工商連携人材育成研修事業、多様なリハビリを行うデイサービスセンター「夢のみずうみ村」の取組、広島県では、働き方改革や「みんなで減災」県民総ぐるみ運動などを学んできました。

されました。自然災害による人的被害をなくすために、「5つの行動目標(知る、察知する、行動する、学ぶ、備える)」を掲げ県民周知を図っています。『西日本豪雨災害』を教訓に!

冒頭、下沢代表は、「県民に安心していただけるよう条例制定を」と訴えました。

7月5日から7日にかけて西日本を襲った豪雨では、19日現在、死者が14府県223人、行方不明者14人超、約4千人が避難を余儀なくされています。広島県では、死者112人で、4年前の土砂災害を上回るものとなりました。

これに対し知事は、「農家の皆さんからもこの話が出ています。農業はローカルで守らなければならぬものだ。条例案を作り県会に示す方向で前向きに対応していく。」などと率直に答えました。

長野県においても、より一層防災・減災対策に取り組んでいかなければなりません。

「主要農作物等種子条例」の制定を 阿部知事に緊急申し入れ

種子法」が3月31日をもって廃止になったことを受け県は、従来と変わらない姿勢を保ちつつ、特産品のそばを加えた「長野県主要農作物の種子生産に係る基本要綱」を4月1日施行しました。

ため「条例」の制定、種子生産者の技術向上と世代継承など4項目にわたる緊急申し入れを行いました。

しかしながら県内には、生産者もとより消費者からも不安の声が上がっていることから、我が会派「信州・新風・みらい」は6月22日、阿部知事に「種子の生産・審査・保管・供給に係る義務と機能をさらに明確にする

稲や麦、大豆の種子の生産・普及を都道府県に義務付ける」主要農作物



やる気・元気・信州に好機 寺沢こうき 県政報告



平成30年6月定例会一般質問

1 教育環境整備への知事部局の協力・連携について

問 県立学校の校内樹木の整備・管理費への森林づくり県民税の活用は。

(山崎林務部長)

森林づくり県民税は、これまでの施策では十分に取組むことができなかった、喫緊の課題を解決するために、県民の皆様から超過課税という形でいただいている財源であり、従来一般財源で対応してきた校内樹木の整備・維持管理等の経常的な取組は、森林づくり県民税の対象とはできない。

問 街路灯・防犯灯には、設置経過が曖昧なものや、管理できず明かりが消えたまま数年が経つというものもある。県道・県管理国道に設置されている街路灯・防犯灯の設置者及び

る。危機管理部としては、より事業の効果が高まるよう、助言などの支援を行っていく。これまで児童・生徒が、災害から身を守るための、具体的な方法を学ぶ県政出前講座の実施や教職員のための防災研修会への講師として参画するなどし、避難時における改善点等を指導する評価の実施・市町村地域防災計画に対する助言など、実践的かつ具体的な取組となるよう支援を行ってきている。今後も支援していく。

管理者の把握はされているか。また、管理徹底の指導、設置者・管理者が曖昧な設備や、対応困難な設備に対する今後の対応は。

(長谷川建設部長)

占用許可を受けて設置する街路灯、防犯灯については、占用許可申請により設置者・管理者を把握している。占用許可の更新時である5年毎を目安とし、占用者に対し、占用物件の現状について目視点検等による確認、書面による報告を義務付けており、健全性を再確認している。今年3月には道路法が改正され、占用物件の維持管理が適切に行われていないと認められる場合には、占用者に対して是正措置を命ずることが可能となり、また罰則規定が設けられた。管理徹底の指導、設置者等が対応困難な場合の対応については、同法に基づく管理の徹底を図るなかで、検討していく。

問 県内小中学校に文部科学省の補助事業により設置された「緊急地震速報受信システム」は5年毎の更新が必要な場合もあるなど、設置後経費もかかる。危機管理部として補助を検討できないか。またソフトウェアの技術的支援ができないか。

(池田危機管理部長)

個々の事業の経費などについては、予算を適正に執行する観点から、事業内容を熟知し、現状や経過を承知している所管部局において検討する事としてい

る。危機管理部としては、より事業の効果が高まるよう、助言などの支援を行っていく。これまで児童・生徒が、災害から身を守るための、具体的な方法を学ぶ県政出前講座の実施や教職員のための防災研修会への講師として参画するなどし、避難時における改善点等を指導する評価の実施・市町村地域防災計画に対する助言など、実践的かつ具体的な取組となるよう支援を行ってきている。今後も支援していく。

2 県立障がい者総合支援センターの整備について

問 「奈良県障害者総合支援センター」のような県が主体となるワンストップであるゆる分野を網羅した拠点となる総合支援センターを県内どこからも利用しやすい立地に整備すべきと考えるがいかがか。

(山本健康福祉部長)

本県は、県土が広く、障がい者の移動に係る負担が大きいことなどから、平成16年度に全国に先駆けて、圏域ごとに障がい者総合支援センターを設置し、障がい者が身近な地域で相談できる体制を整備してきた。また、市町村及び障がい者総合支援センターが中心となって、圏域単位で、障がい者に多様なサービスを切れ目なく提供し地域全体で障がい者を支える「地域生活支援拠点等」の整備を進め、本年4月からほぼ全圏域で運用が開始されている。なお、機能訓練や高次脳機能障害者に対する支援など、専門性が高く各圏域で提供することが難しいものについては、県立総合リハビリテーションセンターで集約化して実施をしている。県としては、

問 教育委員会だけに頼らず、全ての部局で子ども達を支え、教育環境整備を行うべきと考えるが、全国に先駆けて法施行前に総合教育会議を設置した立場を踏まえた知事の考えは。

(阿部知事)

これまではどうしても知事部局と教育委員会とは何となくそれぞれ責任を持っていますというところでやってきた。しかしながら相互に情報・問題意識を共有して取り組まなければいけないことがたくさん出てきている。そういう意味で、教育委員会と

責任分担、役割分担をはっきりさせながらも、問題意識を共有して、共に方向性を見出していく場が必要だということで法施行に先駆け、総合教育会議を設置した。様々な課題、学校だけで解決できない事が沢山出てきている。しっかりとこの会議を活用し、本当に子どもたちにとって、望ましい教育環境をしっかりと作ることに取り組んでいく。

3 高校入試制度について

問 現行の選抜制度では、可否判定においてかなり重視されているが、評価基準が曖昧と言われている内申点を引き続き可否判定の基準にするのか。

(原山教育長)

調査書の各教科の学習状況を示す判定については、各中学校において、校長を委員長とした調査書作成委員会を組織し、中学校学習指導要領の目標に照らして、「関心・意欲・態度」「知識・理解」「思考・判断・表現」などの観点ごとに評価規準及び評価方法を定め、客観的に評価している。県立高等学校の入学選抜においては、中学校から提出される調査書等に加え、学力検査、面接等を資料とし、各高等学校が総合的に可否を判定している。

問 内申点に明確な評価基準を設ける考えや内申点に代わる可否判定基準を導入する考えがあるか。

(原山教育長)

本年3月の「入学者選抜制度等検討委員会」の報告書では、「中学校まで身に付けた、学力を含めた多様な資質・能力を適切に評価することができるとする」とある。今後、新たな入学者選抜制度設計は、この報告書の主旨を踏まえて検討していく。
